平成２３年（フ）第１９４号
茨城県土浦市富士崎１丁目１番13―1302号
ダイヤパレス
債務者　山口　千歳
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８９号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目21番28号
債務者　大崎　和宏
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
埼玉県熊谷市妻沼小島2355番地３
債務者　腰塚　久実
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１９号
埼玉県秩父市上町１丁目１番20号
債務者　中島　光子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２０７４号
堺市中区八田北町654－１　ハイツ八田101、住民票上の住所堺市堺区南向陽町１丁１番32―602号
債務者　黒田　香苗
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１５号
大阪府河内長野市南花台７丁目３番３号
債務者　伊東　利枝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０７号
堺市中区土師町２丁４番31号、前住所堺市東区中茶屋104番地　かがやき通り13号
債務者　木原　元章
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
堺市中区土師町２丁４番31号、前住所堺市東区中茶屋104番地　かがやき通り13号
債務者　木原　　都
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
大阪府藤井寺市惣社１丁目８番12号
債務者　後藤　香月
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
大阪府藤井寺市惣社１丁目８番12号
債務者　伊藤工業こと　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７０号
堺市堺区柳之町西１丁２番16号、前住所奈良県香芝市旭ケ丘３丁目４番地の８
債務者　江口有里子（旧姓藪）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
札幌市西区琴似４条２丁目３番35―203号
債務者　伊藤　美早
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２６号
札幌市中央区南14条西６丁目６番８―103号
債務者　藤島　勇治
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９５号
札幌市西区八軒８条西９丁目１番３―28号
債務者　木村　　弥
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５０号
北海道石狩市花川北１条１丁目２番地５　サンコーポラス石狩２―508
債務者　水口　一幸
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５１号
北海道石狩市花川北１条１丁目２番地５　サンコーポラス石狩２―508
債務者　水口　年江
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９２号
札幌市東区北37条東14丁目３番３号　エスコート37―210号
債務者　山中　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部